

令和3年12月9日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官  


令和3年（行ウ）第1号 政務活動費返還請求事件

口頭弁論終結日 令和3年9月16日

判 決

5 金沢市

原 告

金沢市鞍月1丁目1番地

被 告

石川県知事 谷本正憲

同訴訟代理人弁護士

小 堀 秀 行

10 森 岡 真 一

並 木 信 明

同 指 定 代 理 人

田 中 幹 樹

15 宮 本 喜 隆

中 島 誠

北 村 都

島 崎 拓 也

主 文

1 原告の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

20 事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、別表「議員氏名」欄記載1ないし3の者に対し、それぞれ、対応する同表「違法支出額合計（円）」欄記載の金額及びこれに対する令和2年5月1日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払うよう請求せよ。

25 第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、石川県（以下、単に「県」ということがある。）の住民である原告が、  
石川県議会の議員である別表「議員氏名」欄記載の各議員（以下「本件各議員」と総称する。）が令和元年度に県から交付を受けた政務活動費を支出したことについて、対応する同表「違法支出額合計（円）」欄記載の金額の支出は違法であり、本件各議員は、県に対し、違法に支出された上記金額に相当する金員を不当利得として返還すべきところ、被告がその返還請求を怠っているとして、  
5 地方自治法 242条の2第1項4号に基づき、被告に対し、本件各議員に対して上記不当利得の返還及びこれに対する令和2年5月1日（令和元年度の政務活動費に係る収支報告書の提出期限の翌日）から支払済みまで民法所定の年  
10 3%の割合による遅延損害金の支払を請求すべきことを求める事案である。

## 2 関係法令等の定め

### (1) 地方自治法

（調査、出頭証言及び記録の提出請求並びに政務活動費等）

#### 第100条

14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。  
この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。  
15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

16 議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。  
25 (2) 石川県政務活動費の交付に関する条例（平成13年石川県条例第22号）

以下「本件条例」という。甲4)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定により、石川県議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派（所属議員が一人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員に対し交付する政務活動費に関し必要な事項を定めるものとする。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第2条 政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てができるものとする。

(政務活動費の交付の決定等)

第7条 知事は、前条第1項の規定による通知又は同条第2項の規定による通知（中略）を受けたときは、当該年度における政務活動費（中略）の交付の決定を行い、会派の代表者又はその所属議員に通知しなければならない。

(2項省略)

(政務活動費の請求、交付等)

第8条 会派の代表者及びその所属議員は、前条第1項の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月（中略）に、当該四半期に属する月数分（中略）の政務活動費を知事に請求するものとする。（以下省略）

2 知事は、前項の規定による請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

(以下省略)

(収支報告書)

第9条 会派の代表者及びその所属議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、別記様式により毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。

(中略)

4 会派の代表者及びその所属議員は、前3項の規定により収支報告書を提出するときは、当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し（中略）を併せて提出しなければならない。

10

(政務活動費の返還)

第10条 会派の代表者又はその所属議員は、その年度において交付を受けた政務活動費に係る収入の総額からその年度において行った政務活動費に係る支出（別表に定める政務活動に要する経費に充てたものに限る。）の総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務活動費を知事に返還しなければならない。

15

(議長の調査及び透明性の確保)

第12条 議長は、収支報告書等について必要に応じて調査を行う等政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

20

別表（2条関係）

政務活動に要する経費	内容
調査研究費	会派及び議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費

広聴広報費	会派及び議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
人件費	会派及び議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

(研修費、要請陳情等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務所費及び事務費は省略。)

### (3) 石川県政務活動費運用基準（マニュアル）

「石川県政務活動費運用基準（マニュアル）」（乙1。以下「本件マニュアル」という。）は、石川県議会が制定し、平成29年4月に改訂したものであり、その定めは別紙「石川県政務活動費運用基準（マニュアル）」のとおりである（本件マニュアルの目次記載3、7及び9ないし12は省略。ただし、同9のうち①調査研究費、③広聴広報費及び⑩人件費は省略せず。）。

### 3 前提事実（当事者間に争いがない事実及び後掲証拠又は弁論の全趣旨によつて容易に認定することができる事実）

#### (1) 当事者等

原告は、県の住民である。

被告は、県の執行機関である。

本件各議員は、いずれも令和元年度中に石川県議会（以下、単に「議会」ということがある。）議員の職にあった者である（以下、別表の「議員氏名」欄記載の議員の氏をもって、それぞれ「打出議員」などという。）。

#### (2) 政務活動費の交付

被告は、本件各議員に対し、令和元年度分の政務活動費として打出議員に対しては324万5000円を、稻村議員及び下沢議員に対しては各360万円を交付した。

#### (3) 政務活動費の支出

本件各議員は、令和元年度中に、別紙1ないし5における「支出内容」及

び「支出額」欄記載の各費用のうち、全部又は一部に相当する金額を同年度に交付を受けた政務活動費から支出した（以下「本件各支出」という。）。政務活動費から支出した金額は、対応する上記各表の「充当額」欄記載のとおりである。（弁論の全趣旨）

5 本件各議員は、本件条例9条及び本件マニュアルに基づき、令和2年4月27日までに、石川県議会議長（以下、単に「議長」ということがある。）に対し、令和元年度の政務活動費収支報告書（以下、単に「収支報告書」という。）及び政務活動報告書（以下、収支報告書と併せて「収支報告書等」という。）を提出した（甲1～3、乙2～4）。

10 (4) 本件訴訟に至る経緯

原告は、令和3年1月25日、本件各議員が令和元年度中の政務活動費を充当した費用の中には充当が許されない違法な支出が含まれるなどと主張して、同支出に係る政務活動費の返還請求をするよう被告に勧告することを求める住民監査請求を行ったが、石川県監査委員は、同年3月22日付で、原告に対し、請求を棄却する旨の監査結果を通知した（甲5）。

原告は、同年4月21日、本件訴えを提起した。

15 (5) 収支報告書の修正及び政務活動費の差額の返還

稻村議員は、令和3年3月4日、議長に対し、当初の収支報告書記載の調査研究費支出の一部（別紙2番号41）について、計上誤りがあったとして、これを削除する旨の修正報告を行い、これにより生じた政務活動費の差額5000円について、納期限を同月12日とする納入告知を受け、同月9日、県に対し、同額を納付した（乙12、13）。

4 争点

(1) 本件各支出は政務活動費を充てることができないものか等

25 (2) 本件各議員に不当利得が生じる場合の遅延損害金の起算日等

5 争点に関する当事者の主張

(1) 争点1（本件各支出は政務活動費を充てることができないものか等）について

ア 原告の主張

本件各議員は、令和元年度中に、別紙1ないし5における「支出内容」及び「支出額」欄記載の各費用のうち、対応する上記各表の「充当額」欄記載のとおり、その全部又は一部に相当する金額を同年度に交付を受けた政務活動費から支出した（本件各支出）。

しかしながら、本件各支出のうち、対応する上記各表の「違法額」欄記載の金額は、政務活動費を充てることができないものである。その理由は、以下のとおりである。

(ア) 政務活動に要する経費であることを証する書面の不提出

地方自治法100条14項ないし16項の規定に基づき定められた本件条例は、2条1項において、政務活動費は政務活動に要する経費に対して交付することとし、同条2項では、「別表に定める政務活動に要する経費に充てること」と規定する（以下、本件条例別表に定める政務活動に要する経費を「条例所定経費」という。）。そして、本件条例9条1項は、「会派の代表者及びその所属議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、…毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。」とし、同条4項は、「議員は、…当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し…を併せて提出しなければならない。」と規定する。

「政務活動費に係る支出」は、「政務活動に要する経費」を指すことから、同項により、議員は、収支報告書記載の支出が政務活動に要する経費であることを証する書面を議長に提出しなければならず、当該支出が政務活動に要する経費であることを証する書面を議長に提出していない支出は、条例所定経費であるとは認められないため違法支出である。な

お、本件マニュアルは、地方自治法100条14項に規定する条例ではないため、本件マニュアルにおいて政務活動に要する経費であることを証する書面の提出が求められていないとの被告の主張は理由がない。

そうすると、別紙2ないし5における「充当額」欄記載の各支出は、  
5 いずれも当該支出が政務活動に要する経費であることを証する書面が議長に提出されていないから、違法支出である。

#### (イ) 収入額を超える支出額

政務活動費は、政務活動に要する経費として交付され（本件条例2条1項）、政務活動に要する経費に充てることができる所以あるから（同条2項）、未執行額がない場合は、各議員への政務活動費交付額と支出額は同額となるため、収支報告書記載の収入額と支出額は同額となるはずである。

ところが、打出議員及び下沢議員は、各議員の令和元年度の収支報告書に収入額を超える支出額がある旨記載していることから、同議員らの政務活動費の支出については使途管理がされていないといえ、収支報告書記載の支出の中には政務活動に要する経費ではない支出が含まれている。  
15

#### (ウ) 広聴広報費（別紙1）

打出議員は、別紙1記載のとおり、「支出内容」を「封筒 長3封筒シール付き」等とする「支出額」の全部につき、広聴広報費として政務活動費を充当した。  
20

しかしながら、上記各支出に係る同議員の県政報告誌（乙5～7。以下、各報告誌をまとめて「本件報告誌」ということがある。）は、同議員の大きな写真が掲載された宣伝紙であって、県政に関する政策としては内容が乏しいものである。  
25

このように、本件報告誌の制作等は、同議員の広聴広報活動であると

ともに同議員の宣伝活動である後援会活動でもあるため、同報告誌の制作等のために支出した政務活動費の充当額のうち、2分の1を超える部分は違法支出である。

(エ) 稲村議員の収支報告書の修正に係る支出（別紙2番号41）

同議員は、別紙2番号41の支出に関し、当初の収支報告書を提出後に、これを削除する修正を行った（前提事実(5)）。

本件条例9条1項は、政務活動費に係る収支報告書を毎年4月30日までに議長に提出しなければならないと定める期限付き提出義務規定である。また、趣旨規定である本件条例1条は、「この条例は、地方自治法第100条第14項から第16項までの規定により、石川県議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派…及び議員に対し交付する政務活動費に関し必要な事項を定めるものとする。」と規定し、これを受け、同法100条16項の規定に基づく本件条例12条は、「議長は、収支報告書等について必要に応じて調査を行う等政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。」と規定する。そのため、本件条例1条は提出期限後に収支報告書を修正することを否定しているといえるから、同議員が、令和元年度の政務活動費について、議長へ提出した収支報告書の記載内容を変更することは許されない。

したがって、上記修正により同議員に不当利得があることは否定されない。

(オ) 人件費

本件各支出のうち人件費に係るものに関し、別紙3及び5の「違法額」欄記載のものは、以下の点からも条例所定経費に該当しない。

a 稲村議員（別紙3）

同議員は、別紙3記載のとおり、「支出内容」を「政務活動補助給与」

とする「支出額」の2分の1につき、政務活動費を充当した。

本件条例別表は、政務活動費の人物費の内容として「会派及び議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費」と定めるところ、同議員が雇用する レ (以下「レ」という。) は、稻村たけお羽咋市連合後援会、稻村たけお押水地区後援会、稻村たけお志雄地区後援会及びたけお会の各事務担当者であり、また、同議員の資金管理団体である和交会の会計責任者であることから、同議員が政務活動を補助するために雇用した職員とはいえず、「議員が行う活動を補助する職員」ではない。

10 b 下沢議員（別紙5）

同議員は、別紙5記載のとおり、支出内容を「4月分給与」等とする「支出額」の2分の1につき、政務活動費を充当した。

同議員が雇用する ハ (以下「ハ」という。) は、自由民主党石川県金沢市第五支部、下沢佳充連合後援会及び同議員の資金管理団体である佳朋会の各事務担当者であるから、同議員が政務活動を補助するために雇用した職員とはいえず、「議員が行う活動を補助する職員」ではない。

イ 被告の主張

(ア) 政務活動費を充てることができる支出

20 政務活動費の支出の使途基準不適合を理由とする不当利得返還請求訴訟においては、まず、原告側において使途基準に合致した政務活動費の支出がされなかつたことを推認させる一般的、外形的な事実の存在を主張立証しなければならない。そして、上記の一般的、外形的な事実は、事実に即した個別具体的なものであり、その内容は一見して極めて不自然なものでなければならない。

また、石川県議会は、本件条例の定める政務活動費の使途基準を具体

化し、その細目を定めることにより、地方の実情を踏まえつつ政務活動費の使途の透明性をより一層確保することを趣旨として、政務活動費の取扱いの基本指針を示す本件マニュアルを定めるところ、本件マニュアルの内容に地方自治法や本件条例の趣旨に照らして不合理な点はない。

5 (イ) 政務活動に要する経費であることを証する書面の不提出

原告の主張を争う。

本件条例及び本件マニュアル上、当該支出が政務活動に要する経費であることを証する書面の提出は求められておらず、上記書面を議長に提出しなかったことは上記(ア)の一般的、外形的な事実に当たらない。

10 (ウ) 収入額を超える支出額

原告の主張を争う。

原告の主張は、本件条例2条2項所定の政務活動に要する経費が議員に交付される政務活動費を上回ることがないという、誤った前提に立つものである。

15 (エ) 広聴広報費（別紙1）

原告の主張を争う。

議員の広聴広報活動が、議員自身の宣伝活動としての効果を有するこ<sup>20</sup>とがあり得るとしても、それがあくまで広聴広報活動に伴う付隨的・副次的なものにとどまる限り、広聴広報活動の本来的な役割や効果を損なうものではないから、当該広聴広報活動に要した経費の全部が、議員の議会活動の基礎となる活動との間に合理的関連性を有するものといえる。

本件報告誌は、県政の課題に関する議会での打出議員の質問内容とその回答を記載するとともに、同議員が県政の課題に取り組む姿勢、県民からの情報提供が契機となって行政対応がされた事例、県民からの意見・情報提供の求めなどを記載しており、県政に関する県民の関心を喚起向上する内容であって、広聴広報活動の本来的な役割、効果を果たすもの

である。

なお、本件報告誌には、同議員の写真が掲載されているものの、その面積は小さく、同議員の宣伝に当たるものとはいえない。また、仮に、本件報告誌が打出議員の宣伝活動としての効果を有することがあり得るとしても、広聴広報活動に伴う付隨的・副次的なものにとどまっており、広聴広報活動の本来的な役割や効果を損なうものではないから、いずれにしても、本件報告誌に係る経費の支出に全額政務活動費を充てることは許される。

④ 稲村議員の収支報告書の修正に係る支出（別紙2番号41）

原告の主張を争う。

同議員は、前提事実(5)のとおり、当初の収支報告書を修正し、これによつて生じた政務活動費の差額5000円を県に返還しており、別紙2番号41について、政務活動費を支出していない。

なお、同議員が上記のとおり当初の収支報告書を修正したことは、本件条例の文言及び趣旨に反するものではなく、本件マニュアルも、収支報告書の提出後に修正がされることを許容している。

⑤ 人件費

原告の主張を争う。

a 稲村議員（別紙3）

同議員の人事費に係る雇用契約書には、雇用内容として「政務調査」等と記載されており、Lが同議員の政務活動を補助していることは明らかである。

b 下沢議員（別紙5）

同議員の人事費に係る雇用契約書には、雇用内容として「政務調査補助用務」等と記載されており、Hが同議員の政務活動を補助していることは明らかである。

(2) 争点2（本件各議員に不当利得が生じる場合の遅延損害金の起算日等）について

ア 原告の主張

石川県において、令和元年度の政務活動費は、概算払で支出している。

5 政務活動費は、会計年度によって歳出額を確定する必要があることから、概算払精算が行われており、同年度の政務活動費はその精算期限である令和2年4月30日までに確定されるところ、精算されていない政務活動費につき、各議員が不当利得したといえる。

10 したがって、政務活動費の不当利得返還債務は確定期限付き債務であるといえ、民法412条1項が適用され、上記精算期限の翌日である同年5月1日から支払済みまでの遅延損害金を支払う義務がある。

イ 被告の主張

15 不当利得返還義務は期限の定めのない債務であるから、履行の請求を受けた時から遅滞の責任を負うところ（民法412条3項）、本件各議員が令和元年度の政務活動費に関し返還請求を受けた事実はない。

したがって、仮に本件各議員が不当利得返還義務を負うとしても、上記精算期限の翌日から遅滞の責任を負うものではない。

### 第3 当裁判所の判断

20 1 争点1（本件各支出は政務活動費を充てることができないものか等）について

(1) 政務活動費に関する支出の違法性の判断の枠組み

25 ア 地方自治法100条14項は、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における議員に対し、政務活動費を交付することができ、この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で

定めなければならない旨規定する。その趣旨は、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究その他の活動の基盤の充実を図るため、議会における議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化したものであると解される。

5 このように、同項は、政務活動費を議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付する旨を規定した上で、政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めるものとしており、それ以上に具体的な定めを設けていないことに照らせば、同法は、各地方公共団体において、その実情に応じた運用を図るべく、議会の定める条例にその具体化を委ねることとしたものと解される。

10 そして、本件条例は、地方自治法100条14項等の規定を受けて、石川県議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員に対して、政務活動費を交付することに關し必要な事項を定めるものであるところ（1条）、本件条例2条は、政務活動費は別表に定める政務活動に要する経費（条例所定経費）にのみ充てることができる旨規定し、本件条例10条は、当該年度において交付された政務活動費から条例所定経費に該当する支出の総額を控除して残余がある場合には、当該議員は知事に対し、当該残余の額に相当する額を返還しなければならない旨規定する。また、本件条例別表は、本件条例2条の政務活動費を充てることができる経費として、会派及び議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査嘱託に要する経費である調査研究費等を列挙して規定する。

15

20 25 このように、政務活動費が使途を限定して交付される公金であり、残余があれば返還しなければならないとされていることからすれば、政務活動費を充てることが許される議員の調査研究その他の活動に係る経費に該当するためには、当該行為ないし活動に基づく支出が本件条例別表に則したものであることを要するものと解され、本件条例に基づき政務活動費の

交付を受けた議員が、当該年度において交付を受けた政務活動費を本件条例別表の定めを逸脱する支出に充てた場合には、当該議員は、これらの支出に充てられた部分に相当する額について、知事に対して不当利得返還義務を負うものというべきである。

イ ところで、本件条例は、条例所定経費として、調査研究費、広聴広報費等の費目のそれぞれについて、許容される使途内容をやや抽象的に規定するところ、政務活動費が議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費として交付されるものであるという地方自治法及び本件条例の趣旨に照らせば、経費の支出の対象となる行為が、その客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究その他の活動との間に合理的関連性を欠く場合などには、条例所定経費に該当しない支出に当たると解される（最高裁平成21年（行ヒ）第214号同22年3月23日第三小法廷判決・集民233号279頁、最高裁平成22年（行ヒ）第42号同25年1月25日第二小法廷判決・集民243号11頁参照）。

ウ また、石川県議会は、条例所定経費を具体化した本件マニュアルを作成しているところ、その趣旨は、本件条例の定める条例所定経費を具体化し、その細目を定めることにより、地方の実情を踏まえつつ政務活動費の使途の透明性をより一層確保する点にあると解されるものであり、これは議会の自律性が尊重されるべき制度下において、石川県議会の条例所定経費に対する意思が発現されたものと解される。そうすると、本件マニュアルは、その内容が地方自治法や本件条例等の趣旨に合致しない不合理なものと認められない限り、前記イの合理的関連性の有無の判断をする際の指針として参照されるものであると解される。

ここで、本件マニュアルは、政務活動との合理的関連性に配慮し、社会通念等に照らして第三者から誤解を受けかねないもの（例えば政党活動、選挙活動、後援会活動、私的経費等への支出。）について、政務活動費を充

5

当するのに適しない旨の記載（8項）が存するほか、使途の明確性に配慮し、支出の内容に関して一定程度具体的な立証を求める旨の記載（例えば、領収書には、宛名（原則として議員本人名）、金額、発行年月日、内容等の記載が必要であること（5項(2)）、人件費については、雇用実態を明らかにする雇用契約書、勤務実績表、給与支払簿等を備える必要があるとすること（9項⑩）など。）が存するところ、これらの記載を含め、本件マニュアル中に、地方自治法や本件条例の趣旨に照らして不合理な点は見当たらず、本件マニュアルの内容は、基本的に、条例所定経費の解釈の指針として参考されるものということができる。

10

エ 不当利得返還請求権の発生原因事実の一つである法律上の原因がないことは、当該請求権があると主張する者において主張立証しなければならないものである。

15

20

もっとも、議員が支出した政務活動費の詳細な使途や目的については、地方公共団体の住民が把握することは困難である場合も多いと考えられる一方、当該議員は、使途について知悉し、資料も所持していることが通常である。また、前記第2の2のとおり、政務活動費の使途の透明性の確保の観点から、地方自治法100条15項は、政務活動費の交付を受けた議員等は条例の定めるところにより収支報告書を提出すべき旨規定し、同条を受けた本件条例においても、政務活動費の交付を受けた議員に、収支報告書の作成並びに同報告書及び当該支出を証する書面の写しの提出を義務付け（9条）、議長に対しても、政務活動費の適正な運用を期すため、収支報告書等が提出されたときは、必要に応じ調査を行うなど使途の透明性の確保に努めるものとしている（12条）。

25

そこで、このような事情を勘案すると、原告において、本件各支出に関し、条例所定経費に該当する支出でないことを推認させる一般的・外形的事実（以下、単に「外形的事実」ということがある。）の存在を主張立証し

た場合には、当該支出が条例所定経費に該当しないものであることが事実上推認されるというべきである。そして、原告は、上記の外形的事実として、本件各支出につき、①当該支出が、本件条例別表所定の項目及び内容に該当しないこと、又は、②当該支出の対象となる行為が、その客観的目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究活動その他の活動との間に合理的関連性を欠くことを基礎付ける事実を主張立証する必要があると解されるが、それらの主張立証がされた場合は、被告においてこれを覆す適切な立証を行わない限り、条例所定経費に適合していない支出であると認められることとなる。

## (2) 政務活動に要する経費であることを証する書面の不提出について

原告は、本件各支出のうち別紙2ないし5の各支出に係るものについて、当該支出が政務活動に要する経費であることを証する書面が議長に提出されず、政務活動に要する経費であるとは認められない旨主張する。そこで、同主張の当否について検討する。

本件条例は、議員は收支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写しを議長に提出しなければならないと定めるところ（9条4項），同項の文理に照らすと、同項はあくまで支出の事実を裏付ける書面の写しの提出を求めていると解するのが自然であって、当該支出が条例所定経費に該当することを証する書面の提出を求めているものとは解されない。また、条例所定経費に該当するか否かの判断に当たり本件マニュアルの内容を参照できるところ、本件マニュアルの「政務活動費使途基準表」（9項。以下「使途基準表」という。）にも、議員において当該支出が条例所定経費に該当することを証する書面を議長に提出する必要があることの記載又は示唆はない。

したがって、議員において当該支出が政務活動に要する経費、すなわち条例所定経費に該当することを証する書面を議長に提出していない点をもって

直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

(3) 収入額を超える支出額について

原告は、打出議員及び下沢議員について、政務活動費は、政務活動に要する経費に交付され（本件条例2条1項）、政務活動に要する経費に充てることができるのであるから（同条2項）、未執行額がない場合は、収支報告書の収入額と支出額は同額となるのであって、収支報告書に収入額を超える支出額を記載する場合、政務活動費の支出につき使途管理がされていないといえ、政務活動に要する経費ではない支出が含まれていることになる旨主張する。

しかしながら、本件条例は、具体的な使途を個別に特定した上で政務活動費を交付すべきものとは定めておらず、知事が年度ごとに交付の決定を行い、当該決定に基づいて四半期ごとに一定額を交付した上で、事後に収支報告書等を提出させて使途を明らかにさせ、条例所定経費に充てなかつた残額がある場合にはこれを返還させることにより、交付した政務活動費が条例所定経費に充てられることを確保しようとするものといえる。さらに、本件条例は、収支報告書上の支出の総額が当該年度の交付額を上回ることを禁ずるものとは解されず、その支出の総額が交付額を上回る場合に、収支報告書上、支出の総額のうちどの部分について政務活動費を充てるのかを明らかにすることを求めているものとも解されない。

そうすると、以上のような条例の定めの下では、収支報告書上の支出の総額が当該年度の交付額を上回ることをもって直ちに、収支報告書の記載に地方自治法及び本件条例に違反する支出が含まれているということはできず、原告の上記主張を採用することはできない。

(4) 広聴広報費について（別紙1）

打出議員は、別紙1記載のとおり、「支出内容」を「封筒 長3封筒シール付き」等とする「支出額」の全部につき政務活動費を充当した（前提事実(3)）。

原告は、上記各支出は本件報告誌に関するものであるところ、同誌に係る

支出は、同議員の広聴広報活動としての支出であるとともに、宣伝活動である後援会活動としての支出であるといえ、上記各支出への2分の1を超える政務活動費の充当額は違法支出である旨主張するので、同主張の当否について検討する。

5 本件条例は、政務活動費を充てることができる議員の広聴広報費の内容を「会派及び議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費」と定め、本件マニュアルは、その具体例として、印刷製本費等を掲げるところ、議員が県民から県政に関する意見等を広く集め、県政に関する政策や活動等を知らせる広聴広報活動は、県政に対する県民の関心を喚起向上するとともに、県政に関する県民の要望や意見等を的確に収集・把握し、これを議会における審議に反映するための前提としての意義を有するものであって、議会の審議能力の強化に資するものといえる。そして、このような広聴広報活動が、同時に議員自身の宣伝としての効果を有することもあり得るが、それが付随的・副次的なものにとどまる限り、広聴広報活動の本来的な役割や効果を損なうものではないから、当該広聴広報活動の全部が、議員の議会活動の基礎となる活動との間に合理的関連性を有するものといえる。

10

15

本件報告誌の各記載内容を鑑みると、令和元年7月に制作されたものと認められる県政報告誌（乙2、5）には、同議員が県議会において質問する様子を撮影したと思われる写真2枚が掲載されるとともに、子育ての環境の整備、仕事と生活の調和の推進等の政策に関する同議員の県議会での一般質問とそれに対する答弁の各要旨が掲載され、同誌の大半を占めている。さらに、「初質問を終えて…」との欄において、同議員の写真とともに同議員の県議会での質問を終えての所感、抱負等が掲載されている。

20 また、令和元年10月に制作されたものと認められる県政報告誌（乙2、6）には、同議員が県民と対話をする様子を撮影したと思われる写真1枚とともに、産業の振興、仕事と生活の調和の推進、スポーツの振興、子どもの

口腔の健康等の政策に関する同議員の県議会での一般質問とそれに対する答弁の各要旨が掲載され、同誌の大半を占めている。さらに、「お住まいの地域で困ったことはございませんか？」との欄において、同議員の写真とともに県民からの要望を受けて対応した事例が掲載されている。

5 そして、令和2年1月に制作されたものと認められる県政報告誌（乙2、7）には、同議員の議会での執務中の様子を撮影したと思われる写真1枚とともに、消防行政、公務員の働き方等の政策に関する同議員の県議会予算委員会での質問とそれに対する答弁の各要旨が掲載され、同誌の大半を占めている。さらに、「お住まいの地域で困ったことはございませんか？」との欄において、県民からの要望を受けて対応した事例が掲載され、「地域でお困りのこと、お気軽にご連絡ください！」との欄において、同議員の写真とともに同議員の抱負及び県民からの意見、情報提供を求める旨が掲載されている。

10 15 このように、本件報告誌の記載のほとんどは、同議員の議会活動に係る県政報告で占められているところ、これらはいずれも県政に関する政策や活動等を知らせるものであって、県政に対する県民の関心を喚起向上するものであると認められる。また、本件報告誌には、同議員の写真が掲載されているものの、報告誌全体に占める写真の面積は少なく、殊更同議員の宣伝を目的とするものとはうかがわれない。そのため、同議員の写真を掲載することをもって直ちに、県政報告の趣旨に矛盾するものとはいえない。

20 以上によれば、本件報告誌を制作等することが、広聴広報活動に伴う付隨的・副次的なものにとどまらない後援会活動等の側面を有するものと認ることはできず、原告の前記主張は採用することができない。

(5) 稲村議員の収支報告書の修正に係る支出（別紙2番号41）について  
ア 同議員が、当初の収支報告書記載の調査研究費支出に誤りがあったとして、別紙2番号41の支出を削除する旨の修正報告をし、これにより生じた政務活動費の差額5000円を県に返還したことは、前記前提事実(5)の

とおりである。

この点に関し原告は、議長に提出した収支報告書の記載内容を提出期限後に変更することは許されず、上記修正により、同議員に不当利得があることは否定されない旨主張する。

イ そこで検討するに、同議員は、別紙2番号41の支出を削除する旨の修正報告により生じた政務活動費の差額5000円を県に返還しているのであるから、上記修正報告が許されるか否かにかかわらず、同議員に利得はない。

なお、本件条例では、9条1項において、収支報告書を毎年4月30日までに議長に提出することが定められているものの、政務活動費の返還を定めた10条において、返還期限は特に定められておらず、他にこれを定める規定もないから、本件条例にいう政務活動費に係る不当利得返還債務は、期限の定めのない債務であり、履行の請求を受けた時から遅滞に陥るものと解される。そして、同議員は、上記の差額5000円について、請求を受ける前に上記修正報告をし、納期限を令和3年3月12日とする納入告知を受けて同月9日に納入しているから、遅滞に陥る前に県に返還をしており、遅延損害金は発生していない。

ウ 念のため、収支報告書の修正が許されるか否かについても検討すると、本件条例9条1項が収支報告書の提出期限を定める趣旨は、議員が返還すべき政務活動費の額は、議員が作成・提出した収支報告書等の内容を踏まえて被告において判断することになるため、被告において議員の政務活動費に係る支出が条例所定経費に充てたものか否かの判断を可能とし、返還すべき政務活動費がある場合には、速やかにその返還を求められるようになることにあるものと解され、かかる趣旨に照らせば、議員は、同項で定める提出期限までに、正確な内容が記載された収支報告書等を提出すべきであるといえる。

しかしながら、本件条例には、提出期限後に収支報告書を修正することが許されない旨の定めはないことに加え、収支報告書の記載内容に誤りがあることが事後的に判明した場合に、提出期限後の修正が一切許されないとすると、かえって政務活動費の使途の透明性の確保が困難となるおそれがあることに照らせば、提出期限後の修正が一律に禁止されていると解することはできず、収支報告書の修正は許されると解すべきである。

エ したがって、別紙2番号41の支出に係る原告の主張は、採用することができない。

#### (6) 人件費について

ア 稲村議員（別紙3）

同議員は、別紙3記載のとおり、「支出内容」を「政務活動補助給与」とする「支出額」の2分の1につき政務活動費を充当した（前提事実(3)）。

原告は、同議員が雇用する ことは「議員が行う活動を補助する職員」ではないことからも、上記各支出は条例所定経費に該当しない旨主張する。そこで、同主張の当否について検討する。

証拠（乙8）及び弁論の全趣旨によれば、同議員は、平成21年3月15日、 との間で、雇用期間の始期を同年4月1日、給与月額を30万円、雇用内容を「議員私設秘書（政務調査・議員の代理出席・議員の送迎・他）」として雇用契約を締結したことが認められるところ、同契約の内容が被用者の従事する業務の実態等を反映しない虚偽のものであることをうかがわせる証拠や、令和元年度末までに同契約が終了したことをうかがわせる証拠はない。これに加えて、上記各支出に係る領収証（甲9の1～12）の記載内容（ただし書のほか、金額及び発行年月日。以下同じ。）を考慮すれば、 は、同契約に基づき同議員の政務活動を補助する業務等に従事していたものであり、上記各支出は同契約に基づく給与の支払であると認められる。

なお、原告は、Iが同議員の後援会の事務担当者等であることをもつて、「議員が行う活動を補助する職員」ではない旨主張するが、後援会の事務担当者等であることが、議員が行う活動を補助する職員でないことを推認させるものではなく、原告の主張に理由はない。

5 イ 下沢議員（別紙5）

同議員は、別紙5記載のとおり、「支出内容」を「4月分給与」等とする「支出額」の2分の1につき政務活動費を充当した（前提事実(3)）。

原告は、同議員が雇用するHは「議員が行う活動を補助する職員」ではないことからも、上記各支出は条例所定経費に該当しない旨主張する。そこで、同主張の当否について検討する。

証拠（乙11）及び弁論の全趣旨によれば、同議員は、平成31年3月29日、Hとの間で、雇用期間を同年4月1日から平成32年3月31日までの間、給与月額を30万円、職務内容を「政務調査補助用務、後援会活動補助用務」として雇用契約を締結したことが認められるところ、同契約の内容が被用者の従事する業務の実態等を反映しない虚偽のものであることをうかがわせる証拠や、令和元年度末までに同契約が終了したことを見かがわせる証拠はない。これに加えて、上記各支出に係る領収証（甲11の1～12）の記載内容を考慮すれば、Hは、同契約に基づき同議員の政務活動を補助する業務等に従事していたものであり、上記各支出は同契約に基づく給与の支払であると認められる。

なお、原告は、Hが同議員の後援会の事務担当者等であることをもつて、「議員が行う活動を補助する職員」ではない旨主張するが、後援会の事務担当者等であることが、議員が行う活動を補助する職員でないことを推認させるものではなく、原告の主張に理由はない。

25 (7) 小括

以上検討したところによれば、本件各支出のうち別紙2番号41に係るも

5

のについては、そもそも収支報告書の修正による政務活動費の返還によって、稻村議員に利得はない。また、その余の支出については、原告において外形的事実の立証がされておらず、いずれも条例所定経費に該当しないものとは認められないから、これらの支出に政務活動費を充てることは違法なものであるとは認められない。

なお、原告は、本件各支出が条例所定経費に該当しないこと等に関し、ほかにも種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

## 2 結論

10

以上説示したところによれば、その余の争点について判断するまでもなく、本件各支出に関し、被告が本件各議員に対する不当利得の返還及び遅延損害金の支払の請求を怠っているものということはできないから、原告の請求は理由がない。

よって、原告の請求をいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

15

金沢地方裁判所民事部

裁判長裁判官

山門 優 

20

裁判官

小川 弘持 

25

裁判官

若松 達郎 

(別表)

議員氏名		違法支出額 合計 (円)	費目の内訳	対応する 別紙番号
1	打出喜代文	1,278,723	広聴広報費	1
2	稲村建男	2,414,652	調査研究費	2
			人件費	3
3	下沢佳充	2,147,982	調査研究費	4
			人件費	5

(別 紙)

## 石川県政務活動費運用基準 (マニュアル)

### 【政務調査費】

平成21年4月 (制定)

平成24年4月 (改訂)

### 【政務活動費】

平成25年4月 (改訂)

平成26年4月 (改訂)

平成29年4月 (改訂)

石川県議会

## 目 次

1	政務活動費の概要	1
2	経費の範囲及び使途基準	1
3	支出年度区分などの考え方	2
4	交付等の手続	3
5	証拠書類の整理・保管	4
6	収支報告書等の提出	7
7	調査・相談体制	9
8	政務活動費を充当するのに適しない例	10
9	政務活動費使途基準表	13
10	提出様式	20
(1)	収支報告書（条例別記様式）	
(2)	政務活動報告書（様式1）	
(3)	政務活動費集計表（様式1（付表1））	
(4)	政務活動費月計表（様式1（付表2））	
(5)	領収書添付枠・政務活動費支出証明書（様式2）	
(6)	県外等政務活動結果報告書（様式3）	
(7)	海外政務活動結果報告書（様式4）	
(8)	収支報告書修正書（様式5）	
11	記載例	30
12	条例・規程	40

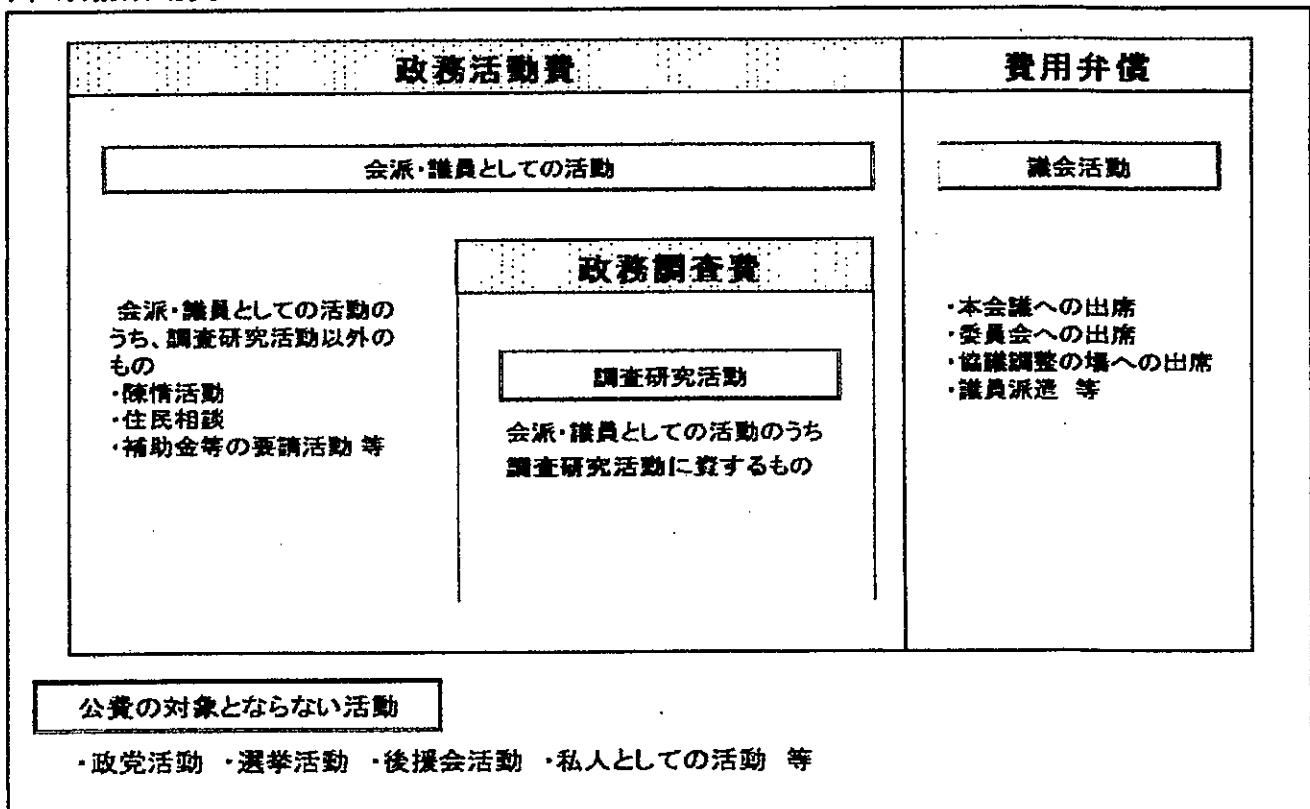
## 1 政務活動費の概要

### (1) 政務調査費から政務活動費へ

第180回通常国会(平成24年)に提出された「地方自治法の一部を改正する法律案」に対し、国会において、現在の「政務調査費」を「政務活動費」とする修正がなされ成立した。

同修正により、政務調査費については、①名称を「政務活動費」に、交付の名目を「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、②政務活動費を充てることができる経費の範囲について、条例で定めなければならないものとし、③議長は、政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする、とされた。

### (2) 政務活動費のイメージ



## 2 経費の範囲及び使途基準

政務活動費に充当できるのは、条例第二条に掲げる「会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」であり、議員の職責・職務を果たすため、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提とし、その使途基準は、P13「政務活動費使途基準表」のとおりとする。

## 4 交付等の手続

### (1) 交付の方法

#### ① 交付対象（条例第3条）

政務活動費は、石川県議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）及びその所属議員に対し交付する。

#### ② 政務活動費の額及び交付の方法（条例第4条）

政務活動費の額は、議員1人当たり月額30万円とする。

交付の方法は、会派ごとに、次の掲げる方法のいずれかによるものとする。

ア 会派に交付する方法

イ 議員に交付する方法

ウ 会派及び議員に交付する方法

なお、月の途中に、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月分の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。

#### ③ 交付決定（条例第5条、6条、7条）

会派は、政務活動費の交付を受けようとするときは、議長に会派の届出をし、議長は、その届出を受けたときは、知事へ通知しなければならない。

知事は、その通知を受けたときは、当該年度における政務活動費の交付決定を行い、会派の代表者又はその所属議員に通知しなければならない。

#### ④ 請求及び交付（条例第8条）

会派の代表者及びその所属議員は、知事から交付決定を受けた後、毎四半期の最初の月に、当該四半期分の政務活動費を知事に請求するものとする。

ただし、当該四半期の途中に議員の任期が満了する場合は、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

知事は、当該請求に基づき、速やかに政務活動費を交付するものとする。

## 5 証拠書類の整理・保管

### (1) 整理・保管の義務（規程第7条）

会派の経理責任者及び議員は、政務活動費の支出について、領収書その他の支出を証すべき書面の整理及び保管をし、これらの書類を当該政務活動費の收支報告書等を提出すべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

### (2) 整理・保管する証拠書類

会派の経理責任者及び議員において整理・保管しておく証拠書類は、以下のとおりとする。

なお、証拠書類には、議長へ提出が必要なものと、会派及び議員において適正に整理・保管しておくものがある。

会派及び議員が整理・保管する証拠書類 (5年間保存)	議長に提出する書類 (議長が5年間保存)
<b>【写しの保管】</b> 収支報告書（条例別記様式）	<b>【原本の提出】</b> 収支報告書（条例別記様式）
<b>【原本の保管】</b> 政務活動報告書（様式1）	<b>【写しの提出】</b> 政務活動報告書（様式1）
政務活動費集計表（様式1（付表1））	政務活動費集計表（様式1（付表1））
政務活動費月計表（様式1（付表2））	政務活動費月計表（様式1（付表2））
領収書・支出証明書（様式2）	領収書・支出証明書（様式2）
県外等政務活動結果報告書（様式3）	県外等政務活動結果報告書（様式3）
海外政務活動結果報告書（様式4）	海外政務活動結果報告書（様式4）
預金通帳、貯金通帳	
賃貸借契約書	
雇用契約書	
委託契約書・成果物	
その他、支出の根拠となる書類及び活動の実態が分かる書類など	

#### ① 政務活動報告書

日々の政務活動の状況について、「政務活動報告書」（様式1）を作成すること。

なお、政務活動報告書は、収支報告書作成の基となるため、漏れのないように記載すること。

## ② 領収書

領収書については、「領収書添付枠」（様式2）に貼り付けること。

### 領収書の記載事項

政務活動費に充当する支出に係る領収書については、下記の事項の記載を求めるものとする。なお、紙面等の関係上領収書に記載ができない場合には、請求書又は納品書を併せて添付し、内容を明らかにするものとする。

- ① あて名（原則：議員本人名）
  - ② 金額
  - ③ 発行（受領）年月日
  - ④ 発行者（受領者）、発行者印（レシートを除く。）
  - ⑤ 内容（領収書但し書きに記載を求めるもの。紙面上の制約がある場合は納品書を添付）
- ※ レシート等の場合で内容が記載されていない場合は、領収書貼付用紙の余白に記載すること。
- ※ 会派及び議員が行う県政報告会などの会議の場合は、開催案内文の写しを添付すること。

## ③ 支出証明書

領収書を徴しがたい場合は、様式2下段「政務活動費支出証明書」欄に記入すること。

### 支出証明書によることができる支出

領収書の添付を原則とするが、次の支出については支出証明書による報告を可能とする。

- ① 運賃等（自動券売機で購入する切符代、路線バス運賃）
  - ② その他（預金口座引き落としによる支出等）
- ※ 預金口座引き落としにより支払いがなされる場合は、当該引き落としを証する預金通帳の写し（該当部分のみ）を添付すること。

**④ 県外等政務活動結果報告書**

次に掲げる政務活動については、「県外等政務活動結果報告書」（様式3）を作成すること。

ア 富山県及び福井県を除く県外における政務活動

イ 石川県、富山県及び福井県における宿泊を伴う政務活動

**⑤ 海外政務活動結果報告書**

海外における政務活動については、「海外政務活動結果報告書」（様式4）を作成すること。

## 6 収支報告書等の提出

### (1) 提出に関する手続等

#### ① 提出書類（条例第9条）

会派の代表者及びその所属議員は、収支報告書及びその報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写しを議長に提出しなければならない。

#### ② 提示書類

①の提出書類に併せて、賃貸借契約書、雇用契約書など保管する証拠書類を提示すること。

#### ③ 提出等の期限（条例第9条）

##### ア 年度分

交付を受けた年度の翌年度の4月30日までに提出しなければならない。

イ 会派が消滅した場合又は議員が任期満了、辞職、失職、死亡、除名若しくは議会の解散により議員でなくなった場合

会派が消滅した日又は議員でなくなった日の属する月までの分を、その日の翌日から起算して30日以内に提出しなければならない。

#### ④ 提出後の修正

提出した収支報告書に修正がある場合は、速やかに収支報告書修正書（様式5）並びに修正後の収支報告書及び関係書類を議長に提出しなければならない。

#### ⑤ 残余額の返還（条例第10条）

会派の代表者又はその所属議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から支出の総額を控除して残余があるときは、残余額を知事に返還しなければならない。

(2) 閲覧（条例第11条第2項、3項、規程第8条）

次のとおり、議会事務局長が指定する場所で、職員の勤務時間中に行うものとする。

① 前記③により提出された書類は、提出期限の翌日から起算して90日を経過した日の翌日から閲覧を行うものとする。

② ④により提出された書類については、提出後、速やかに閲覧を行うものとする。

(3) インターネットによる公開

収支報告書（条例別記様式）は、閲覧に併せ議会ホームページで公開する。

## 8 政務活動費を充当するのに適しない例

◇ 政党活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

例)

- ・ 党大会への出席
- ・ 県連(政党等)活動
- ・ 政党構成員として招待された式典、会合への出席
- ・ 政党的広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等の経費
- ・ 政党组织の事務所の設置維持経費(人件費を含む)
- ・ 党大会賛助金、党大会参加費、党大会参加旅費等
- ・ 政党的役員経費(専従役員に対する給与、各種手当等)等政党の経費

◇ 選挙活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

例)

- ・ 衆・参議院選挙や首長・地方議員選挙等に当たっての各種団体への支援依頼活動、選挙ビラ作成
- ・ 上記以外の選挙関係に係る経費、選挙活動費(公認推薦料、陣中見舞い等)

◇ 後援会活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

例)

- ・ 後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等の経費
- ・ 後援会活動としての報告会等の開催経費

◇ 私的経費への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

例)

- ・ 団体役員や経営者としての資格など個人としての社会的地位により招待された式典、会合への出席
- ・ 慶弔餞別費等(病気見舞い、香典、祝金、餞別、寸志、中元、歳暮等の費用、慶弔電報、年賀状等時候の挨拶状の購入または印刷等の経費)
- ・ 冠婚葬祭などの出席(葬儀、結婚式、祭祀・祭礼等)
- ・ 宗教活動(檀家総代会、報恩講、宮参り等)
- ・ 私的用務による観光、レクリエーション、旅行
- ・ 親睦会、レクリエーション等への参加のための経費

## 《科目別》

### ＜会議費＞

次の経費への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

- ・ 飲食・会食を主目的とする各種会合
- ・ バー、クラブなど会合を行うのに適切な場所とは言えない場所での飲食費
- ・ 議員が他の団体(農協、ライオンズクラブ、PTA、趣味の会等)の役職を兼ねている場合、議員の資格としてではなく役職者の資格としての当該団体の理事会、役員会や総会の出席
- ・ 公職選挙法の制限や社会通念上の妥当性を超えた飲食

[例 「公職選挙法」(第199条の2)]

#### 寄附に該当する経費

(お茶及びお茶うけを超える飲食の提供、講演会等の集会における食事の提供)

### ＜事務所費＞

次の経費への支出は資産形成(政務活動に対して関連性及び有用性がないもの並びに社会通念上高額なもの等)と憶測されるので政務活動費を充当するのに適しない。

- ・ 事務所購入費
- ・ 事務所に掲示する高額な絵画等の美術品・装飾品
- ・ 政務活動を行う事務所としての使用目的から判断して必要な機能を超えた備品等の設置

## 《会費として支出するのに適しない例》

次の会費は、政務活動費として支出するのは不適当と思われる。

- ・ 団体の活動が政務活動に寄与しない場合、その団体に対して納める年会費、月会費

- ・ 個人の立場で加入している団体などに対する会費等

### [例]

町内会費、公民館費、壮年会費、P T A会費、婦人会費、スポーツクラブ会費、商工会費、同窓会費、老人クラブ会費、ライオンズクラブ、ロータリークラブの会費等

- ・ 政党(県連)本来の活動にともなう党大会、党費、党大会賛助金等

- ・ 議会内の親睦団体(議員野球部、ゴルフ部等)の会費

- ・ 他の議員の後援会や政治資金パーティーなど選挙活動のための会合に出席する会費

- ・ 宗教団体の会費

- ・ 冠婚葬祭の経費(結婚式の祝儀・会費、香典、祭祀・祭礼の経費等)

- ・ 飲食・会食を主目的とする各種会合の会費

## 9 政務活動費使途基準表

① 調 査 研 究 費	①【調査研究費】	
	会派及び議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究(視察を含む。)及び調査委託に要する経費	
	支出費目 交通費、宿泊費、借上料、印刷製本費、通信運搬費、講師謝金等、委託料、会費等、消耗品費、食糧費 等	
	主な支出費目の例	内 容
	交通費	<p>JR、私鉄、バス、地下鉄、航空機、船舶</p> <p>タクシー等(緊急の場合、公共交通機関が不便であるなど合理的な理由がある場合)</p> <p>レンタカー</p> <p>高速道路等利用料、駐車料金</p>
		<p>○ 実費 交通費は実費であることが原則であるが、特にタクシー等の場合は、他の交通手段がないなど社会通念上妥当であるかにより判断すべきと考える。</p> <p>※ 親族(配偶者等)が随行する場合は、必要性(介助など)を明確にする必要がある。 なお、親族に係る経費は充当できない。 (宿泊料の充当も同様に不可)</p>
		<p>自家用車利用経費 (ガソリン代)</p> <p>① 走行距離で積算する場合 1Km当たり 37円(本県応招旅費の現行単価)</p> <p>② 按分する場合 1台限り、1/3以内(この場合は一括して⑨事務費に計上) ※ 年間を通じて、①、②どちらかの方法を選択</p>
	日当	○ 充當不可
	宿泊料 (国内の場合)	<p>○ 実費とし、費用弁償の額を上限とする</p> <p>甲地 14,800円(注1) 乙地 13,300円(注2)</p> <p>(注1)甲地 さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市</p> <p>(注2)乙地は上記以外の地域</p>
	借上料	会場借上料 機材借上料
	印刷製本費	資料印刷費 (コピー代含む)
	通信運搬費	文書通信費 (郵便料等)
	講師謝金等	謝金等
	委託料	業務委託料 (調査委託料など)

	主な支出費目の例	内 容	使途基準の考え方
統 く	会費等	会費についての考え方については、12頁「会費として支出するのに適しない例」を参照	<p>○ 実費 (ただし、飲食を伴う場合は5,000円以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種議員連盟の会費 など</li> </ul> <p>議連も含め会費の支出対象である団体の活動内容や実態が政務活動に適うものであるかがまず基準になる。</p> <p>また、経営者としての資格等、個人的資格要件で加入している団体(例えばロータリークラブ、ライオンズクラブ、趣味の会等)の会費については適当ではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国会議員・都道府県議会議員・市町村議会議員同士の懇談会は不可</li> </ul>
	消耗品費	事務用消耗品 看板製作代	<p>○ 実費</p>
	食糧費	飲食代、弁当代  ・会派及び議員主催の会議等での提供 ・調査研究活動としての会議や研修会等と一体性がある  ※ 公職選挙法に抵触しないことが前提	<p>○ 実費 ・5,000円以内(1人当たり)</p> <p>公職選挙法の制限に抵触しないこと及び社会通念上妥当なものであると認められること、を前提とした上で、政務活動としての会議との一体性・関連性が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食店舗等における飲食は不可 (飲食店舗とは、バー、クラブ、スナック、パブ、居酒屋、ビヤガーデン、割烹、懷石料理、うなぎ、しゃぶしゃぶ、すし、回転すし、ふぐ、かに、そば、うどん、お好み焼きその他の和食の店、天ぷら、とんかつ、ラーメン店、中華料理店、韓国料理、焼肉店、洋食レストラン(ホテル内のレストラン、イタリアレストラン、ファミリーレストラン等)等</li> <li>・主催者分(会派及び議員)の経費は不可</li> </ul>
	茶菓子等	茶菓子等  ・会派及び議員主催の会議等での茶菓提供 ・調査研究活動としての会議や研修会等と一体性がある ※ 公職選挙法に抵触しないことが前提	<p>○ 実費 ・1,000円以内(1人当たり)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・茶菓子等とは、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子</li> </ul>

項目	②【研修費】		
	1 会派及び議員が行う研修会、講演会等の実施(共同開催を含む。)に要する経費 2 団体等が開催する研修会(視察を含む。)、講演会等への会派の所属議員並びに会派及び議員の雇用する職員の参加に要する経費		
	支出費目 研修参加費、交通費、宿泊費、借上料、印刷製本費、通信運搬費、講師謝金等、委託料、会費等、消耗品費、食糧費 等		
② 研修費	主な支出費目の例	内 容	使途基準の考え方
	研修参加費	研修会、講演会等へ参加する際の負担金、参加費等	<input checked="" type="radio"/> 実費 ・「研修会、講演会等」の「等」には、シンポジウム、セミナー、講座などを含む。
	交通費		前記の①調査研究費の基準に同じ
	食糧費		
項目	③【広聴広報費】		
	会派及び議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費		
	支出費目 交通費、宿泊費、借上料、印刷製本費、通信運搬費、委託料、消耗品費、食糧費 等		
③ 広聴広報費	主な支出費目の例	内 容	使途基準の考え方
	交通費		前記の①調査研究費の基準に同じ
	通信運搬費	文書通信費(郵便料等) インターネット接続料 ホームページのプロバイダ利用料	・「広聴」は、幅広く県民、地域住民等から意見を聴取することを想定している。 ・「県政に関する政策等」の「等」は、会派の政策、議員の政策・理念、国政の課題などを含むものである。 ・会場を借りて県政報告会や広聴を行う場合の会場費や機材借上費も対象となる。 ・広報紙やホームページ等の作成を外部委託することも対象となる。
	委託料	業務委託料	
	消耗品費	事務用消耗品 看板製作代	
	食糧費		
項目	④【要請陳情等活動費】		
	会派及び議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費		
	支出費目 交通費、宿泊費、借上料、印刷製本費、通信運搬費 等		
④ 要請陳情等活動費	主な支出費目の例	内 容	使途基準の考え方
	交通費		前記の①調査研究費の基準に同じ
	通信運搬費		・「要請陳情活動」は、地域のための予算獲得や、県政の課題解決のための中央省庁、国会議員等に対する要請陳情活動などが想定される。 ・「住民相談」は、住民から個別に相談を受けることを想定しており、予め日時場所等を特定して開催する「住民相談会」(⑤会議費)とは区別している。 ・「要請陳情活動、住民相談等」の「等」は、要請陳情活動の前提となる住民との意見交換など住民の意思を把握する活動を広く含むものである。

項目	⑩【人件費】 会派及び議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費		
	支出費目 人件費		
主な支出費目の例	内 容	使途基準の考え方	
⑩ 人 件 費	<p>人件費 政務活動補助職員に対する給与、賞金、手当、社会保険料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務実態があること</li> <li>・雇用実態を明らかにする雇用契約書、勤務実績表、給与支払い簿等を備えることが必要</li> <li>・源泉徴収票が提出されている、支払いが客観的に確認できる、雇用保険等雇用主の義務が発生する手続きが行われている等が必要</li> </ul>	<p>○ 実費</p> <p>・按分の場合 議員が雇用する場合は1/2以内かつ月15万円以内 会派が雇用する場合は2/3以内</p> <p>※ 議員が雇用する場合、常勤職員は1名に限り充当可 ※ 親族を雇用した場合は、充当不可 (親族とは、6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族(民法725条))</p> <p>※ 会派及び議員の雇用する職員は、会派及び議員が行う政務活動の補助者として、下記の経費の対象となるので、それぞれの経費に充当する。</p> <p>(対象経費)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①調査研究費</li> <li>②研修費</li> <li>④要請陳情等活動費</li> <li>⑤会議費(会派が雇用する場合を除く)</li> </ul>	

## 別紙1

## 打出喜代文議員 広聴広報費

番号	支出年月日			支出証拠	支出内容	支出額	(円)	(円)	(円)
	年	月	日				充當額	違法額	
1	元	7	3	領収書	封筒 長3封筒シール付き	124,416	124,416	62,208	
2	元	7	8	領収書	活動レポート A4	94,068	94,068	46,034	
3	元	7	10	領収書	区内特別基(定) ⑦2 3,436通	247,392	247,392	123,696	
4	元	7	11	領収書	第一種定形 ⑧2 3,536通	289,952	289,952	144,976	
5	元	7	16	※	【 有限会社 ライターハウス 】	130,464	130,464	65,232	
6	元	10	29	※※	【 有限会社 ライターハウス 】	132,550	132,550	66,275	
7	元	10	29	領収書	活動レポート	88,000	88,000	44,000	
8	元	11	5	領収書	※※※	543,766	543,766	271,383	
9	2	1	27	領収書	【 但し欄 「記載なし」 】	233,750	233,750	116,875	
10	2	1	31	※※※※	【 有限会社 ライターハウス 】	132,550	132,550	66,275	
11	2	2	14	領収書	※※※※※	540,538	540,538	270,269	

2,557,446 2,557,446 1,278,723

※ : 振込金受取書(兼手数料受取書) +

請求書 「 デザイン制作 」

※※ : 預金口座振替による振込受付書(兼振込手数料受取書) +

請求書 「 デザイン制作 」

※※※ : 区内特別基(定) ⑦3 3,418通 第一種定形 ⑧4 3,503通

※※※※ : 預金口座振替による振込受付書(兼振込手数料受取書) +

請求書 「 デザイン制作 」

※※※※※ : 区内特別基(定) ⑦3 3,406通 第一種定形 ⑧4 3,475通

## 別紙2

## 稻村建男議員 調査研究費

番号	支出年月日			支出証拠	支出 内容	支出額	(円)	(円)	(円)
	年	月	日				充当額	違法額	
1	31	4	7	領収証	全な連 県な連会費	100,000	100,000	100,000	
2	31	4	14	領収書	2019年度石川県野球協会羽咋支部選手会懇親会費	5,500	5,000	5,000	
3	31	4	20	領収書	平成31年度羽咋市弓道協会会員懇親会会費	10,000	5,000	5,000	
4	31	4	22	領収書	2019年度羽咋市体育協会懇親会会費	3,000	3,000	3,000	
5	31	4	24	領収書	平成31年度羽咋市自衛隊家族会会費	5,000	5,000	5,000	
6	元	5	5	領収証	MOA自然農法羽咋普及会年会費	5,000	5,000	5,000	
7	元	5	14	※1	小松基地金沢友の会年会費	10,540	10,540	10,540	
8	元	5	14	※1	石川県釣り団体協議会年会費	10,216	10,216	10,216	
9	元	5	19	領収書	2019年度石川県レスリング協会会員登録料及び年会費	10,000	10,000	10,000	
10	元	5	19	領収書	おかだ直樹 国政報告会の会費	3,000	3,000	3,000	
11	元	5	25	領収証	◇	10,000	5,000	5,000	
12	元	5	28	領収書	(公社)石川県調理師会「第7回料理勉強会」会費	10,000	5,000	5,000	
13	元	6	6	領収証	令和1年度第15回なごみバレーボール記念大会開会式懇親会費	10,000	5,000	5,000	
14	元	6	11	※2	英靈にこたえる会石川県本部年会費	10,200	10,200	10,200	
15	元	6	11	※1	羽咋市日中友好協会年会費	5,216	5,216	5,216	
16	元	7	10	※2	妙成寺文化財をまもる会年会費	10,000	10,000	10,000	
17	元	7	19	領収書	令和元年度石川県私学振興議員懇話会会費	6,000	6,000	6,000	
18	元	7	19	領収書	令和元年度のと里山空港利用促進議員連盟会費	10,000	10,000	10,000	
19	元	7	19	領収書	令和元年度小松空港国際化推進石川県議会議員連盟会費	10,000	10,000	10,000	
20	元	7	19	領収書	令和元年度石川県議会農業研究会会費	10,000	10,000	10,000	
21	元	7	19	領収書	令和元年度日韓友好促進石川県議会議員連盟会費(上期分)	3,000	3,000	3,000	
22	元	7	19	領収書	令和元年度日台友好促進石川県議会議員連盟年会費	3,000	3,000	3,000	
23	元	7	19	領収書	令和元年度日中友好促進石川県議会議員連盟会費(上期分)	3,000	3,000	3,000	
24	元	7	19	領収書	石川県 鶴北産業振興議員連盟 令和元年度会費	5,000	5,000	5,000	
25	元	8	4	領収証	石川県立羽咋高等学校同窓会 令和元年度本部総会懇親会費	5,000	5,000	5,000	
26	元	8	8	※3	宝達山水源の森づくり協会年会費	2,000	2,000	2,000	
27	元	8	11	領収書	羽咋市弓道協会 令和元年度第71回石川県体育大会慰労会会費	10,000	5,000	5,000	
28	元	8	19	※2	石川県教育振興会会費	5,000	5,000	5,000	
29	元	8	21	領収書	羽咋市体育協会 第71回石川県民体育大会夏季大会成績報告会参加費	3,000	3,000	3,000	

30	元	8	23	領収書	NHK金沢放送局見学及びNHK金沢放送局との懇談会費	5,000	5,000	5,000
31	元	8	29	領収証	2019年度日韓親善協会会費	100,000	100,000	100,000
32	元	9	4	領収証	金沢駐屯地女性さくら会創立20周年 講演会入場料	1,000	1,000	1,000
33	元	9	4	領収証	金沢駐屯地女性さくら会創立20周年記念 懇親会費	8,000	5,000	5,000
34	元	9	11	※2	金沢日仏協会 年会費	3,000	3,000	3,000
35	元	9	20	領収証	石川県宅地建物等対策議員連盟 令和元年度会費	10,000	10,000	10,000
36	元	10	15	領収書	企画振興部長と懇談会費	5,000	5,000	5,000
37	元	10	17	※1	石川県日伯協会 年会費	30,440	30,440	30,440
38	元	12	10	※1	山林協会費	18,220	18,220	18,220
39	元	12	12	領収証	令和元年度 羽咋市体育協会 年会費	20,000	20,000	20,000
40	元	12	14	領収書	懇談会 (R元. 12. 14) 会費	10,000	5,000	5,000
41	元	12	18	領収書	講演、懇談会、会費	5,000	5,000	5,000
42	元	12	20	領収書	令和元年度日韓友好促進石川県議会議員連盟 会費 (下期分)	3,000	3,000	3,000
43	元	12	20	領収書	令和元年度日中友好促進石川県議会議員連盟 会費 (下期分)	3,000	3,000	3,000
44	2	1	10	※1	日本海国際交流センター 年会費	5,220	5,220	5,220
45	2	1	17	領収証	日韓トンネル推進石川県民会議 2019年度 年会費	5,000	5,000	5,000
46	2	1	21	領収書	公益社団法人石川県調理師会 顧問会・会費	7,000	5,000	5,000
47	2	1	25	領収書	はせ浩「新春国政報告会」会費	3,000	3,000	3,000
48	2	1	27	領収証	令和2年金沢駐屯地協力団体新年互例会会費	9,000	5,000	5,000
49	2	2	1	領収書	太郎田まり県政報告会 会費	1,000	1,000	1,000
50	2	2	2	領収書	会費	10,000	5,000	5,000
51	2	2	10	※2	海上保安友の会 年会費	4,000	4,000	4,000
52	2	2	25	領収書	石川県ロシア協会 2019年度会費	10,000	10,000	10,000
53	2	3	19	領収書	石川県議会砂防事業促進研究会 令和元年度会費	24,000	24,000	24,000
54	2	3	23	※2	MOAインターナショナル 年会費	6,600	6,600	6,600
55	2	3	25	領収証	令和元年度 MOA議員連盟 会費	60,000	60,000	60,000
						659,152	614,652	614,652

※1 : 政務活動費支出証明書 + 北國キャッシュサービスご利用明細

◇ : 公益社団法人羽咋青年会議所 創立55周年記念式典及び祝賀会代

※2 : 政務活動費支出証明書 + 振替払込請求書兼受領証

※3 : 政務活動費支出証明書 + 振込金（兼消費税等込手数料）受取書

## 別紙3

## 稻村建男議員 人件費

番号	支出年月日			支出証拠	支出内容	支出額	(円)	(円)	(円)
	年	月	日						
1	31	4	11	領収証	政務活動補助給与	300,000	150,000	150,000	
2	元	5	10	領収証	政務活動補助給与	300,000	150,000	150,000	
3	元	6	11	領収証	政務活動補助給与	300,000	150,000	150,000	
4	元	7	11	領収証	政務活動補助給与	300,000	150,000	150,000	
5	元	8	13	領収証	政務活動補助給与	300,000	150,000	150,000	
6	元	9	11	領収証	政務活動補助給与	300,000	150,000	150,000	
7	元	10	10	領収証	政務活動補助給与	300,000	150,000	150,000	
8	元	11	8	領収証	政務活動補助給与	300,000	150,000	150,000	
9	元	12	10	領収証	政務活動補助給与	300,000	150,000	150,000	
10	2	1	10	領収証	政務活動補助給与	300,000	150,000	150,000	
11	2	2	10	領収証	政務活動補助給与	300,000	150,000	150,000	
12	2	3	10	領収証	政務活動補助給与	300,000	150,000	150,000	
						3,600,000	1,800,000	1,800,000	

## 下沢佳充議員 調査研究費

番号	支出年月日			支出証拠	支出内容	支出額	(内)	(内)	(内)
	年	月	日				充当額	違法額	
1	1	7	10	△	【北國新聞政経懇話会 年会費（上期分）】	90,432	90,432	90,432	
2	元	7	19	領収書	令和元年度日中友好促進石川県議会議員連盟 会費（上期分）	3,000	3,000	3,000	
3	元	7	19	領収書	令和元年度日韓友好促進石川県議会議員連盟 会費（上期分）	3,000	3,000	3,000	
4	元	7	19	領収書	令和元年度日台友好促進石川県議会議員連盟 年会費	3,000	3,000	3,000	
5	元	7	19	領収書	令和元年度のと里山空港利用促進議員連盟 会費	10,000	10,000	10,000	
6	元	7	19	領収書	令和元年度小松空港国際化推進石川県議会議員連盟 会費	10,000	10,000	10,000	
7	元	7	19	領収書	令和元年度石川県議会農業研究会 会費	10,000	10,000	10,000	
8	元	7	19	領収書	令和元年度 石川県私学振興議員懇話会 会費	6,000	6,000	6,000	
9	元	8	9	領収書	令和元年度 能郷郷友会 会費	2,000	2,000	2,000	
10	元	9	20	領収書	2019年度 石川県日韓親善協会 会費	10,000	10,000	10,000	
11	元	9	20	領収書	日本会議石川県議会懇話会 年会費	10,000	10,000	10,000	
12	元	12	10	△△	【北國新聞政経懇話会 年会費（下期分）】	90,550	90,550	90,550	
13	元	12	20	領収書	令和元年度日中友好促進石川県議会議員連盟 会費（下期分）	3,000	3,000	3,000	
14	元	12	20	領収書	令和元年度日韓友好促進石川県議会議員連盟 会費（下期分）	3,000	3,000	3,000	
15	2	2	25	領収書	石川県ロシア協会 2019年度会費	10,000	10,000	10,000	
16	2	3	19	領収書	石川県議会砂防事業促進研究会 令和元年度会費	24,000	24,000	24,000	
17	2	3	25	領収証	令和元年度 MOA議員連盟 会費	60,000	60,000	60,000	

347,982 347,982 347,982

△ : 政務活動費支出証明書 + CD (北国政経懇話会) 90,000 フリコミキ

△△ : 政務活動費支出証明書 + 預金払戻請求書・預金口座振替による振込受付書 (兼振込手数料受取書)

別紙5

## 下沢佳充議員 人件費

番号	支出年月日			支出証拠	支出内容	支出額	充当額	違法額	(円)	(円)	(円)
	年	月	日								
1	31	4	26	領収証	4月分給与	300,000	150,000	150,000			
2	元	5	31	領収証	5月分給与	300,000	150,000	150,000			
3	元	6	28	領収証	6月分給与	300,000	150,000	150,000			
4	元	7	31	領収証	7月分給与	300,000	150,000	150,000			
5	元	8	30	領収証	8月分給与	300,000	150,000	150,000			
6	元	9	30	領収証	9月分給与	300,000	150,000	150,000			
7	元	10	31	領収証	10月分給与	300,000	150,000	150,000			
8	元	11	29	領収証	11月分給与	300,000	150,000	150,000			
9	元	12	27	領収証	12月分給与	300,000	150,000	150,000			
10	2	1	31	領収証	1月分給与	300,000	150,000	150,000			
11	2	2	28	領収証	2月分給与	300,000	150,000	150,000			
12	2	3	31	領収証	3月分給与	300,000	150,000	150,000			

これは正本である。

令和3年12月9日

金沢地方裁判所

裁判所書記官 小坂

